

郵便またはインターネットによる

議決権行使期限

平成30年6月26日(火)
午後5時まで



証券コード: 8399

第**102**期

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成30年6月27日(水)
午前10時

場所

那覇市泉崎2丁目46番地
ANAクラウンプラザホテル沖縄
ハーバービュー2階 彩海の間

目次

■ 第102期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役10名選任の件	6
添付書類	
■ 事業報告	15
■ 計算書類	26
■ 連結計算書類	28
■ 監査報告書	30
株主総会会場のご案内	

お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の開会間際の混雑が予想されますので、早めのご来場をお願い申し上げます。会場の駐車場は大変な混雑が予想されます。駐車できない場合もありますので、なるべく公共交通機関をご利用の上ご来場くださいますようお願い申し上げます。(会場の案内図は末尾をご参照ください)

株 主 各 位

那覇市久茂地1丁目11番1号
株式会社 琉球銀行
取締役頭取 川 上 康

第102期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当銀行第102期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット（電磁的方法）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2頁「④議決権の行使についてのご案内」をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ① 日 時 平成30年6月27日（水）午前10時
- ② 場 所 那覇市泉崎2丁目46番地
ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー 2階 彩海の間
- ③ 目的事項
- 報告事項 ①第102期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
- ②第102期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

④ 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

詳細は
3頁～4頁
をご覧ください



株主総会に 出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 平成30年6月27日（水）
午前10時



郵送による 議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 平成30年6月26日（火）
午後5時まで



インターネット（電磁的方法） による議決権行使の場合

当銀行指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年6月26日（火）
午後5時まで

- ① 郵送（議決権行使書面）及びインターネット（電磁的方法）の双方により議決権を行使された場合は、インターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ② インターネット（電磁的方法）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後のインターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以上

▶ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当銀行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当銀行ウェブサイト（<https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

1. 事業報告

- | | |
|--|----------------------------------|
| ① 当行の現況に関する事項のうち、「使用人の状況」、「営業所等の状況」及び「その他銀行の現況に関する重要な事項」 | ⑥ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 |
| ② 会社役員（取締役、監査役）に関する事項のうち「責任限定契約」 | ⑦ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 |
| ③ 社外役員に関する事項のうち「社外役員の兼職その他の状況」 | ⑧ 特定完全子会社に関する事項 |
| ④ 当行の新株予約権等に関する事項 | ⑨ 親会社等との間の取引に関する事項 |
| ⑤ 会計監査人に関する事項 | ⑩ 会計参与に関する事項 |
| | ⑪ その他 |

2. 計算書類等

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 個別注記表 | ③ 連結注記表 |
| ② 株主資本等変動計算書 | ④ 連結株主資本等変動計算書 |

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

▶ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当銀行ウェブサイト（<https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使方法について

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

下記のアドレスより議決権行使ウェブサイトへアクセス。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使期限：
平成30年6月26日(火) 午後5時まで



①「次の画面へ」をクリック。



- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

■ 議決権行使ウェブサイトについて

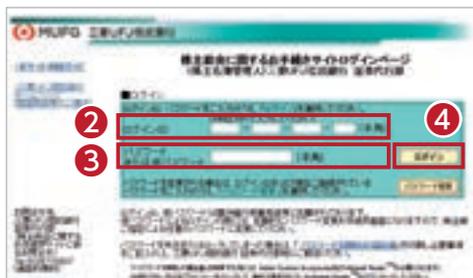
- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から当銀行の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバー等をご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月26日（火）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行希望您いただき、ご不明な点がございましたら後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

*「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当銀行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、下記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

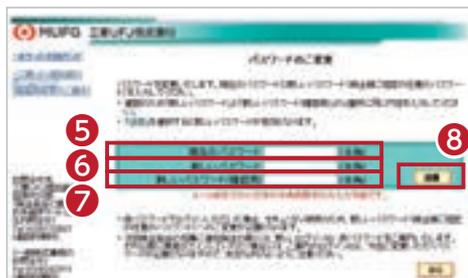
2 ログインする



議決権行使書用紙に記載された

- ②「ログインID」および
- ③「仮パスワード」をご利用いただき、
- ④「ログイン」をクリック。

3 メニューから議決権行使を選択



現在のパスワードを

- ⑤「現在のパスワード入力欄」に、
- 新しいパスワードを
- ⑥「新しいパスワード入力欄」と
- ⑦「新しいパスワード(確認用)入力欄」
- の両方に入力し、⑧「送信」をクリック。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

■ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話番号 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、内部留保の充実に努めつつ、業績や金融環境および将来的な株主価値向上の観点等を含め総合的に勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。

上記基本方針および当期業績結果を総合的に勘案し、当期末の配当につきましては、普通配当を1株当たり17円50銭として前期末配当を維持するとともに、平成30年5月に迎えた創立70周年を記念した1株当たり7円の記念配当を加え、次のとおり1株当たり24円50銭といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき金24円50銭とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は936,826,394円となります。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金の1株につき金17円50銭と合わせ1株につき金42円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当行は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する観点から、取締役会の任意の諮問機関としてコーポレートガバナンス委員会を設置しており、取締役候補者につきましては、同委員会の審議を経て決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	
①	金城 棟 啓	代表取締役会長	再任
②	川上 康	代表取締役頭取	再任
③	松原 知之	代表取締役専務	再任
④	普久原 啓之	常務取締役	再任
⑤	渡嘉敷 靖	常務取締役	再任
⑥	城間 泰	常務取締役	再任
⑦	嵩原 俊 樹	取締役証券国際部長	再任
⑧	井 口 郁	執行役員本店営業部長	新任
⑨	下地 芳 郎	社外取締役	再任 社外
⑩	譜久山 當則		新任 社外



生年月日

昭和29年8月2日生

所有する当行の株式数

8,500株

1 ^{きん} ^{じょう} 金城 ^{とう} ^{けい} 棟 啓

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年 4月	当行入行	[当行における担当]
平成13年 4月	同リスク管理部長	監査部
平成16年 6月	同執行役員総合企画部長	
平成17年 6月	同取締役総合企画部長	
平成20年 6月	同常務取締役	
平成24年 4月	同代表取締役頭取	
平成29年 4月	同代表取締役会長	
	現在に至る	

取締役候補者とした理由

金城棟啓氏につきましては、リスク管理部長、取締役総合企画部長、常務取締役、代表取締役頭取等を歴任し、平成29年4月より代表取締役会長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。



生年月日

昭和36年8月19日生

所有する当行の株式数

5,100株

2 ^{かわ} ^{かみ} 川 上 ^{やすし} 康

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4月	当行入行	平成29年 4月	同代表取締役頭取
平成22年12月	同コザ支店長		現在に至る
平成24年 6月	同営業統括部長		
平成25年 6月	同執行役員営業統括部長		
平成26年 6月	同取締役営業統括部長		
平成27年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長		
平成28年 6月	同常務取締役		

取締役候補者とした理由

川上康氏につきましては、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長、常務取締役等を歴任し、平成29年4月より代表取締役頭取を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。



生年月日

昭和33年9月14日生

所有する当行の株式数

3,100株

3 松原 知之

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月	当行入行	平成29年 4月	同代表取締役専務
平成20年 6月	同審査部長		現在に至る
平成23年 6月	同執行役員審査部長	
平成24年 6月	同執行役員事務統括部長	[当行における担当]	
平成25年 6月	同取締役事務統括部長	営業統括部・営業推進部・事務統括部・	
平成26年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長	事務集中部	
平成27年 6月	同常務取締役		

取締役候補者とした理由

松原知之氏につきましては、執行役員審査部長、取締役事務統括部長、取締役総合企画部長、常務取締役等を歴任し、平成29年4月より代表取締役専務を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。



生年月日

昭和35年9月27日生

所有する当行の株式数

2,400株

4 普久原 啓之

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年 4月	当行入行	平成28年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長
平成19年 6月	同名護支店長		
平成22年 6月	同コンサルティング営業 部長	平成29年 4月	同常務取締役 現在に至る
平成24年 6月	同人事部長	
平成26年 6月	同執行役員人事部長	[当行における担当]	
平成27年 6月	同取締役営業統括部長	審査部・法人営業部・リスク統括部	

取締役候補者とした理由

普久原啓之氏につきましては、コンサルティング営業部長、執行役員人事部長、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長等を歴任し、平成29年4月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。



生年月日

昭和36年9月25日生

所有する当行の株式数

1,600株

と か し き やすし
5 渡嘉敷 靖

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4月	当行入行	平成29年 4月	同常務取締役 現在に至る
平成18年 4月	同普天間支店長		
平成21年 4月	株式会社OCS 専務取締役		
平成24年 6月	当行小祿支店長		
平成26年 6月	同本店営業部長		
平成27年 6月	同執行役員本店営業部長		
平成28年 6月	同取締役営業推進部長		

[当行における担当]
 法人事業部・証券国際部

取締役候補者とした理由

渡嘉敷靖氏につきましては、執行役員本店営業部長、取締役営業推進部長等を歴任し、平成29年4月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日

昭和37年4月12日生

所有する当行の株式数

3,200株

し ろ ま やすし
6 城間 泰

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4月	当行入行	平成29年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長
平成16年 2月	同上ノ蔵支店長		
平成18年 6月	同西崎支店長	平成30年 4月	同常務取締役 現在に至る
平成20年10月	同西原支店長		
平成26年 6月	同事務統括部長		
平成27年 6月	同執行役員人事部長		
平成29年 4月	同執行役員総合企画部長 兼関連事業室長		

[当行における担当]
 総合企画部・人事部・総務部

取締役候補者とした理由

城間泰氏につきましては、事務統括部長、執行役員人事部長、取締役総合企画部長等を歴任し、平成30年4月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日

昭和34年7月18日生

所有する当行の株式数

2,500株

7 髙原 俊樹

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年 4月 当行入行
 平成12年 6月 同金城支店長
 平成17年 6月 同宜野湾支店長
 平成20年 6月 同具志川支店長
 平成25年 6月 同証券国際部長
 平成26年 6月 同執行役員証券国際部長
 平成29年 6月 同取締役証券国際部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

髙原俊樹氏につきましては、具志川支店長、証券国際部長、執行役員証券国際部長等を歴任し、平成29年6月より取締役証券国際部長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日

昭和37年3月5日生

所有する当行の株式数

1,200株

8 井口 郁

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和61年 4月 当行入行
 平成22年12月 同浦添支店長
 平成25年 6月 同安謝支店長
 平成27年 6月 同営業推進部長
 平成28年 6月 同執行役員営業統括部長
 平成29年 4月 同執行役員本店営業部長
 現在に至る

取締役候補者とした理由

井口郁氏につきましては、営業推進部長、執行役員営業統括部長等を歴任し、平成29年4月より執行役員本店営業部長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、新たに取締役候補者としてしました。



生年月日

昭和32年9月12日生

所有する当行の株式数

0株

9 ^{しも} ^じ ^{よし} ^{ろう}
下地 芳郎

再任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 5月	沖縄県入庁	平成28年 6月	当社社外取締役
平成21年 4月	沖縄県観光商工部 観光振興課長	平成30年 4月	琉球大学国際地域創造学部教授
平成23年 4月	沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策統括監		現在に至る
平成25年 4月	琉球大学観光産業科学部 教授 学長補佐		
平成28年 4月	同学部長		

[重要な兼職の状況]

琉球大学国際地域創造学部教授

社外取締役候補者とした理由

下地芳郎氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、行政機関における豊富な経験や大学教授としての専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。



生年月日

昭和25年11月8日生

所有する当行の株式数

0株

10 ^ふ ^く ^{やま} ^{まさ} ^{のり}
譜久山 當 則

新任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和48年 4月	沖縄振興開発金融公庫 入庫	平成28年 6月	同理事長退任 現在に至る
平成11年 3月	同調査部長		
平成15年 3月	同融資第一部長		
平成19年 4月	同理事		
平成21年 5月	同副理事長		
平成24年 7月	同理事長		

[重要な兼職の状況]

なし

社外取締役候補者とした理由

譜久山當則氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、新たに社外取締役候補者としました。

- 注 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。なお、社外取締役候補者の下地芳郎氏と当行の間には、融資取引があります。
2. 下地芳郎、譜久山當則の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 下地芳郎氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
4. 当行は下地芳郎氏を独立役員として株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に届け出ており、同氏が取締役役に再任され就任した場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、譜久山當則氏が取締役役に選任され就任した場合は、同氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。
5. 当行は、会社法第427条第1項および当行定款の規定に基づき、下地芳郎氏との間において会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏が取締役役に再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。また、譜久山當則氏が取締役役に選任され就任した場合は、同様の契約を締結する予定であります。

(ご参考) 当行の独立役員の独立性判断基準につきましては、13頁から14頁に記載しております。

以上

(ご参考)

独立役員の独立性判断基準

1. 独立性の要件

当行において独立性のある役員とは、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を踏まえ、法令等により求められる社外取締役または社外監査役の要件を満たし、かつ、以下の(1)～(7)のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (4) 当行の主要株主またはその業務執行者
- (5) 当行が寄付を行っている先またはその業務執行者
- (6) 最近において上記(1)から(5)までのいずれかに該当していた者
- (7) 次の①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
 - ①上記(1)から(6)までに掲げる者
 - ②当行の子会社の業務執行者
 - ③当行の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）
 - ④最近において前②、③または当行の業務執行者（社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

2. 独立性の判断基準

上記「1.」に掲げる各要件を実質的に判断する基準は、東京証券取引所の「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を踏まえ、以下の通りとする。

(1) 「主要な取引先」

上記「1. (1)・(2)」における「主要な取引先」とは、当行または取引先の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先とし、具体的な判断基準は以下の通りとする。

- ①当行を取引先とする者については、当該取引先の直近事業年度の売上高に占める当行からの売上の割合が2%以上の場合
- ②当行の取引先については、当行の直近事業年度の業務粗利益に占める当該取引先からの収益の割合が2%以上の場合
- ③与信取引先については、当行が当該取引先に対し当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の与信を行っている場合、または、当行と同規模以上の与信取引を行っている金融機関がほかになく、かつ、当行の自己査定に基づく債務者区分等からみて、当該取引先の資金調達において当行との与信取引が必要不可欠であり、代替性がない程度に依存していると判断される場合
- ④預金取引先については、当該取引先が当行に対して当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の預金を行っている場合

(2) 「業務執行者」

上記「1. (1)・(2)・(4)・(5)・(7)」における「業務執行者」の具体的な判断基準は、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者とし、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役は含まれない。

(3) 「多額の」

上記「1. (3)」における「多額の」の具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ①当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・法律等の専門家
- ②直近事業年度の売上高に占める当行からの支払いの割合が2%以上のコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する会社に所属する者

(4) 「主要株主」

上記「1. (4)」における「主要株主」の具体的な判断基準は、議決権比率が5%を超える株主とする。

(5) 「寄付」

上記「1. (5)」における「寄付を行っている先」の具体的な判断基準は、当行から過去3年平均で年間10百万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている場合とする。

(6) 「最近」

上記「1. (6)」「1. (7)」における「最近」とは、実質的に現在、上記「1. (1)」から「1. (5)」までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合とし、具体的な判断基準は直近1年間に上記「1. (1)」から「1. (5)」までのいずれかに該当していた場合とする。

(7) 「重要」

上記「1. (7)」における「重要」な者とする具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ①業務執行者については、各会社の役員・部長クラスの者
- ②専門サービス会社に所属する者については、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）

(8) 「近親者」

上記「1. (7)」における近親者とは配偶者または二親等内の親族とする。

3. 独立役員の選任基準

上記「1.」の(1)から(7)以外の事情で、当行の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがあると判断される場合は、独立性を認めないことがある。また、上記「1.」の(1)から(7)に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当行の独立役員としてふさわしいと当行が考える者については、当該人物が会社法上の社外取締役または社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当行の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当行の独立役員とすることができる。

1. 当行の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本店を含む営業店75ヵ店（うち出張所14）で構成され、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しています。銀行業務では、預金業務、貸出業務、内国為替業務などを取り扱い、円滑な資金仲介機能を通して金融システムの安定、ひいては沖縄県経済の発展に向けて取り組んでいます。

金融経済環境

平成29年度の国内経済は、輸出の持ち直しによる企業収益の改善をうけて、設備投資が緩やかに増加し、また、労働力人口および就業者数の増加や完全失業者数の減少等、雇用環境の着実な改善により、個人消費の持ち直しが続いたことから、全体的として緩やかな回復が続きました。

県内経済は、入域観光客数の増勢が続いた観光が好調を維持し、雇用環境の着実な改善により個人消費も好調を続けました。また、企業の設備投資や公共工事が高い水準を維持したことから建設が概ね好調に推移し、景気は拡大の動きを続けました。

事業の経過および成果

このような環境のもと、中期経営計画「Customer Centric 2017」の初年度となった当期は、「顧客本位の収益モデルの構築」を目標に、顧客基盤拡大、非金利収入増強を図りながら、業務効率化および人事制度改革を積極的に推し進め、体制構築に重点的に取り組んでまいりました。

法人ビジネス戦略では、昨年度に引き続き「OKINAWA STARTUP PROGRAM」を開催したほか「BORベンチャーファンド1号投資事業有限責任組合」を設立するなど、他県にはない独自のベンチャー企業（スタートアップ）の創出・育成に取り組みました。このほか、みずほ銀行と共同アレンジャーとして県内企業に対するシンジケートローンの組成を行うなど、中小企業の金融の円滑化に努めてまいりました。また、昨年度より取扱開始しているカード加盟店サービスにおいては、POSレジ連動対応やタクシー事業者へのサービス提供など、電子決済環境の整備を図り県内キャッシュレ

ス化の推進強化や、飛騨信用組合（岐阜県）との業務提携を行うなどサービスの拡大に努めました。

個人ビジネス戦略では、県内地銀初のタブレット端末を活用した生命保険申し込みやローン受付により、お客様の書類記入負担の軽減を図るなど、お客様の利便性向上に取り組みました。

生産性向上への取り組みとして、役職員間の円滑なコミュニケーション構築を目的に「Workplace by Facebook」を導入したほか、ローン業務を行っているダイレクト・バンキング・センターにロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）を導入いたしました。ロボティック・プロセス・オートメーションにつきましては、効果検証を行いながら適用範囲を拡大してまいります。

このほか、お客様の利便性向上を目的に那覇ポート出張所および今帰仁出張所の支店昇格や、多様化するお客様のニーズにグループ一体となって対応するため、株式会社琉球リースを完全子会社化いたしました。これにより、当行グループの経営の迅速化・効率化を一層図ると共にグループ内の連携強化を通じて地域密着化をさらに進めてまいります。

業容面では、貸出金の期末残高は、前期に引き続き住宅ローンやアパートローンが増加したほか地公体向け融資が増加した結果、前期末を894億16百万円上回る1兆6,194億89百万円となりました。預金等（譲渡性預金含む）の期末残高は、金融預金が減少したものの、個人預金、法人預金、公金預金が堅調に推移した結果、前期末を721億82百万円上回る2兆1,196億22百万円となりました。

収益面では経常収益は、貸出金利回りの低下に伴う貸出金利息の減少等により資金運用収益が減少したものの、投資信託や生命保険の販売手数料及びシンジケートローンのアレンジャー業務手数料等の役務取引等収益の増加、並びに貸倒引当金戻入益の計上によるその他経常収益の増加により、前期を13億51百万円上回る424億70百万円となりました。

一方、経常費用は、支払ローン関連手数料等の増加等で役務取引等費用が増加したものの、国債等売却損等のその他業務費用が前期の反動減で減少したこと及び貸倒引当金繰入額等の与信関連費用が減少したこと等により、前期を19億92百万円下回る

317億11百万円となりました。

この結果、経常利益は前期を33億44百万円上回る107億59百万円、当期純利益は前期を28億14百万円上回る78億27百万円となりました。

対処すべき課題

地元経済が好調に推移する一方で、日本銀行のマイナス金利政策の継続や、県内外の金融機関による貸出競争の激化により当行を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのような課題に対応するため、個人向けにはデビットカードの発行や資産形成ニーズが高い現役層との取引拡大を図り、法人向けには事業性評価を基にした事業承継支援やM&A、シンジケートローンの組成など最適なソリューションの提供、カード加盟店サービスの更なる推進等を通して、中期経営計画「Customer Centric 2017」に掲げる目標「顧客本位の収益モデルの実現」に取り組んでまいります。

2 財産及び損益の状況

(単位:億円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預	金	19,672	20,384	20,245	20,885
	定期性預金	9,121	9,160	8,498	8,060
	その他	10,550	11,224	11,746	12,825
譲渡性預金		—	—	229	310
社債		200	120	120	120
貸出金		13,992	14,655	15,300	16,194
	個人向け	4,888	5,217	5,573	5,768
	中小企業向け	6,801	7,267	7,730	8,286
	その他	2,303	2,170	1,996	2,140
有価証券		5,776	4,713	4,257	4,107
	国債	2,629	2,075	1,644	1,222
	地方債	194	150	140	82
	その他	2,953	2,486	2,472	2,803
総資産		21,671	22,026	22,161	23,219
内国為替取扱高		141,018	149,396	145,018	146,432
外国為替取扱高		15,012百万ドル	13,960百万ドル	15,651百万ドル	13,554百万ドル
経常利益		8,048百万円	8,302百万円	7,414百万円	10,759百万円
当期純利益		4,296百万円	5,052百万円	5,012百万円	7,827百万円
1株当たり当期純利益		113円04銭	132円75銭	131円58銭	205円21銭
信託財産		—	—	—	—
信託報酬		一百万円	一百万円	一百万円	一百万円

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。

<ご参考> 連結業績の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	55,027百万円	59,935百万円	60,717百万円	63,027百万円
経常利益	9,552百万円	10,039百万円	9,711百万円	12,395百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	5,553百万円	10,331百万円	6,494百万円	8,785百万円
包括利益	9,343百万円	9,841百万円	3,977百万円	9,358百万円
純資産額	998億円	1,082億円	1,109億円	1,179億円
総資産	21,921億円	22,401億円	22,535億円	23,587億円

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額	2,815
---------	-------

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記は店舗移転関連投資及びシステムの機械化関連投資が中心で、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内 容	金 額
店舗新設・移転	942
ソフトウェア関連	885
営業店等設備 (改修・更改)	391
土地	82

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

④ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
りゅうぎんビジネスサービス株式会社	那覇市久茂地1丁目9番17号	現金精査整理業務等	昭和58年9月16日	10百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎん総合研究所	那覇市壺川1丁目1番地9	産業、経済、金融に関する調査研究業務等	平成18年6月28日	23百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎんディーシー	那覇市久茂地1丁目7番1号	クレジットカード業務等	昭和59年4月25日	195百万円	100.00%	—
りゅうぎん保証株式会社	那覇市壺川1丁目1番地9	信用保証業務等	昭和54年7月2日	20百万円	100.00%	—
株式会社OCS	那覇市松山2丁目3番10号	クレジットカード業務等	平成20年8月26日	279百万円	100.00%	—
株式会社琉球リース	那覇市久茂地1丁目7番1号	総合リース業務等	昭和47年5月10日	346百万円	100.00%	—

注 平成29年7月31日付で、当行を完全親会社、株式会社琉球リースを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社セブン銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社ローソンエイティエム・ネットワークスと提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. じゅうだん会（八十二銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は、平成18年1月に八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。

⑤ 事業譲渡等の状況

該当ございません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

① 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
金城 棟 啓	取締役会長（代表取締役） 監査部担当		
川 上 康	取締役頭取（代表取締役）		
松 原 知 之	専務取締役（代表取締役） 営業統括部、営業推進部、 事務統括部、事務集中部担当		
宜 保 諭	常務取締役 審査部、法人営業部、 リスク統括部担当		注1
普久原 啓 之	常務取締役 総合企画部、人事部、 総務部担当		注1
渡嘉敷 靖	常務取締役 法人事業部、証券国際部担当		
高 原 俊 樹	取締役 証券国際部長		
城 間 泰	取締役 総合企画部長兼関連事業室長		注1
太 田 守 明	取締役（社外役員）	株式会社りゅうせき顧問	注1,2,4
下 地 芳 郎	取締役（社外役員）	琉球大学観光産業科学部 教授 学部長	注2,4
豊 田 良 二	監査役（常 勤）		
高 橋 俊 介	監査役（社外役員）	慶應義塾大学大学院政策・メディア研 究科特任教授 ピープル・ファクター・コンサルティ ング 代表	注3,4
中 山 恭 子	監査役（社外役員）	山内眞樹公認会計士事務所 公認会計士	注3,4, 5,6
北 川 洋	監査役（社外役員）		注3,4

事業報告

注 1. 平成30年4月1日付で次のとおり取締役の地位及び担当、重要な兼職の変更がありました。

氏名	地位及び担当	重要な兼職
普久原 啓之	審査部、法人営業部、リスク統括部担当	
城 間 泰	常務取締役 総合企画部、人事部、総務部担当	
宜 保 諭	取締役 (非常勤)	
太 田 守 明	変更なし	なし (株式会社りゅうせき顧問退任)

- 取締役太田守明氏及び下地芳郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 監査役高橋俊介氏、中山恭子氏及び北川洋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 太田守明氏、下地芳郎氏、高橋俊介氏、中山恭子氏及び北川洋氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- 監査役中山恭子氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 中山恭子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は戸田恭子氏であります。
- 当事業年度中に辞任した役員は以下のとおりであります。

氏名	辞任時の会社における地位	辞任日
照 屋 保	監査役 (常勤)	平成29年6月28日

② 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取 締 役	12人	157 (44)
監 査 役	5人	27 (6)
計	17人	185 (51)

- 注 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は18百万円であります。
2. 「報酬等」欄の括弧内書は、新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) であります。
3. 報酬限度額(年額)は、取締役が168百万円、監査役が36百万円であり、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、上記とは別枠にて取締役が80百万円、監査役が13百万円以内の範囲内で割り当てることを株主総会で承認いただいております。

3. 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
太田 守明	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回出席しております。	経営者としての豊富な経験にもとづき、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。なお、当事業年度のコーポレートガバナンス委員会において、委員長に選任されております。
下地 芳郎	1年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回出席しております。	行政機関における豊富な経験や大学教授としての専門的な知見により議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
高橋 俊介	1年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査役会14回のうち13回出席しております。	コンサルタントおよび大学教授としての豊富な経験と高い見識から、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。
中山 恭子	1年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査役会14回のうち14回出席しております。	会計の専門家としての豊富な経験と高い見識にもとづき、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。
北川 洋	0年9ヵ月	平成29年6月に当行監査役に就任した後に、当事業年度開催の取締役会11回のうち11回、監査役会11回のうち10回出席しております。	他社役員経験にもとづく企業経営に関しての豊富な経験と高い見識から、議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。

② 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	10(2)	—

注 「銀行からの報酬等」欄の括弧内書は、新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)であります。

③ 社外役員の意見

特段ございません。

4. 当行の株式に関する事項

① 株 式 数	発行可能株式総数	65,000千株
	発行済株式の総数 (自己株式を除いております。)	38,237千株

② 当年度末株主数	12,386名
-----------	---------

③ 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,572千株	4.11%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385632	1,453	3.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,042	2.72
琉 球 銀 行 行 員 持 株 会	1,034	2.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	987	2.58
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	921	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	731	1.91
オ リ オ ン ビ ー ル 株 式 会 社	694	1.81
沖 縄 電 力 株 式 会 社	689	1.80
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	653	1.70

注 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(270千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

計算書類

第102期末(平成30年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	202,500	預金	2,088,580
現金	31,310	当座預金	25,048
預け金	171,190	普通預金	1,220,303
コールローン	816	貯蓄預金	6,232
買入金銭債権	117	通知預金	373
金銭の信託	10,461	定期預金	806,015
有価証券	410,784	その他の預金	30,607
国債	122,213	譲渡性預金	31,042
地方債	8,236	債券貸借取引受入担保金	43,793
社債	90,623	借入金	25,069
株式	7,495	借入金	25,069
その他の証券	182,216	外国為替	128
貸出金	1,619,489	外国他店預り	3
割引手形	6,630	売渡外国為替	91
手形貸付	139,744	未払外国為替	33
証書貸付	1,356,683	社債	12,000
当座貸越	116,430	その他負債	5,560
外国為替	9,405	未払法人税等	1,629
外国他店預け	9,405	未払費用	991
その他資産	38,570	前受収益	1,037
前払費用	23	金融派生商品	91
未収収益	1,621	資産除去債務	256
先物取引差入証拠金	110	その他の負債	1,553
金融派生商品	469	賞与引当金	635
社債発行費	7	退職給付引当金	509
中央清算機関差入証拠金	29,300	睡眠預金払戻引当金	175
その他の資産	7,038	偶発損失引当金	118
有形固定資産	21,491	再評価に係る繰延税金負債	2,193
建物	5,679	支払承諾	6,870
土地	13,527	負債の部合計	2,216,677
建設仮勘定	24	純資産の部	
その他の有形固定資産	2,260	資本金	54,127
無形固定資産	2,898	資本剰余金	10,099
ソフトウェア	2,149	資本準備金	10,000
その他の無形固定資産	748	その他資本剰余金	99
前払年金費用	1,408	利益剰余金	38,330
繰延税金資産	2,893	利益準備金	2,311
支払承諾見返	6,870	その他利益剰余金	36,018
貸倒引当金	△ 5,805	繰越利益剰余金	36,018
		自己株式	△ 375
		株主資本合計	102,181
		その他有価証券評価差額金	1,483
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	1,323
		評価・換算差額等合計	2,806
		新株予約権	236
		純資産の部合計	105,225
資産の部合計	2,321,902	負債及び純資産の部合計	2,321,902

第102期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		42,470
資金運用収益	29,758	
貸出金利息	25,965	
有価証券利息配当金	3,274	
コールローン利息	12	
預け金利息	85	
その他の受入利息	420	
役務取引等収益	6,629	
受入為替手数料	1,695	
その他の役務収益	4,933	
その他業務収益	1,321	
商品有価証券売却益	0	
国債等債券売却益	1,320	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	4,762	
貸倒引当金戻入益	1,433	
償却債権取立益	594	
株式等売却益	1,605	
睡眠預金払戻引当金取崩額	30	
偶発損失引当金取崩額	4	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	1,093	
経常費用		31,711
資金調達費用	1,442	
預金利息	1,288	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息	△ 19	
債券貸借取引支払利息	66	
借入金利息	0	
社債利息	91	
その他の支払利息	7	
役務取引等費用	4,553	
支払為替手数料	330	
その他の役務費用	4,222	
その他業務費用	982	
外国為替売買損	37	
国債等債券売却損	933	
社債発行費償却	12	
営業経費	23,772	
その他経常費用	960	
貸出金償却	140	
株式等売却損	327	
株式等償却	5	
金銭の信託運用損	39	
その他の経常費用	448	
経常利益		10,759
特別利益		13
固定資産処分益	13	
特別損失		52
固定資産処分損	52	
税引前当期純利益		10,720
法人税、住民税及び事業税	2,217	
法人税等調整額	676	
法人税等合計		2,893
当期純利益		7,827

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	203,196	預金	2,083,768
コールローン及び買入手形	816	譲渡性預金	24,042
買入金銭債権	117	債券貸借取引受入担保金	43,793
金銭の信託	10,461	借入金	42,116
有価証券	407,845	外国為替	128
貸出金	1,599,993	社債	12,000
外国為替	9,405	その他負債	22,976
リース債権及びリース投資資産	21,333	賞与引当金	695
その他資産	74,568	退職給付に係る負債	622
有形固定資産	24,097	役員退職慰労引当金	19
建物	5,846	睡眠預金払戻引当金	175
土地	14,196	偶発損失引当金	118
リース資産	12	ポイント引当金	147
建設仮勘定	24	利息返還損失引当金	496
その他の有形固定資産	4,017	再評価に係る繰延税金負債	2,193
無形固定資産	3,441	支払承諾	7,528
ソフトウェア	2,681	負債の部合計	2,240,823
リース資産	8	純資産の部	
その他の無形固定資産	751	資本金	54,127
退職給付に係る資産	486	資本剰余金	11,437
繰延税金資産	4,136	利益剰余金	50,271
支払承諾見返	7,528	自己株式	△ 375
貸倒引当金	△ 8,669	株主資本合計	115,460
資産の部合計	2,358,761	その他有価証券評価差額金	1,497
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	1,323
		退職給付に係る調整累計額	△ 580
		その他の包括利益累計額合計	2,239
		新株予約権	236
		純資産の部合計	117,937
		負債及び純資産の部合計	2,358,761

連結計算書類

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		63,027
資金運用収益	29,872	
貸出金利息	26,259	
有価証券利息配当金	3,092	
コールローン利息及び買入手形利息	12	
預け金利息	86	
その他の受入利息	421	
役務取引等収益	9,362	
その他業務収益	18,768	
その他経常収益	5,023	
貸倒引当金戻入益	1,244	
償却債権取立益	695	
その他の経常収益	3,084	
経常費用		50,631
資金調達費用	1,536	
預金利息	1,288	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 19	
債券貸借取引支払利息	66	
借入金利息	82	
社債利息	91	
その他の支払利息	19	
役務取引等費用	4,411	
その他業務費用	16,606	
営業経費	26,611	
その他経常費用	1,465	
その他の経常費用	1,465	
経常利益		12,395
特別利益		13
固定資産処分益	13	
特別損失		58
固定資産処分損	58	
税金等調整前当期純利益		12,350
法人税、住民税及び事業税	3,038	
法人税等調整額	426	
法人税等合計		3,465
当期純利益		8,884
非支配株主に帰属する当期純利益		99
親会社株主に帰属する当期純利益		8,785

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 琉球銀行
取締役会 御中

平成30年5月8日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 耕田 一英 ①
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石川 琢也 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社琉球銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 琉球銀行
取締役会 御中

平成30年5月8日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 耕田 一 英 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石川 琢 也 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社琉球銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成るグループ企業の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社 琉球銀行 監査役会

常勤監査役 豊田 良二 ㊞

社外監査役 高橋 俊介 ㊞

社外監査役 中山 恭子 ㊞

社外監査役 北 川 洋 ㊞

株主総会会場のご案内

場 所：那覇市泉崎2丁目46番地 TEL(098)853-2111
ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー 2階 彩海の間

交 通：「那覇バスターミナル」または
「ゆいレール壺川駅」より徒歩約10分



ご注意

会場の駐車場は大変な混雑が予想されます。駐車できない場合もありますので、なるべく公共交通機関をご利用の上ご来場くださいますようお願い申し上げます。